

1 4 部活動指導計画

令和6年度佐渡市立高千中学校 部活動に係る活動方針

佐渡市立高千中学校

1 策定の趣旨

部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。また技能向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかし、部活動の運営・指導にあたっては、生徒の成長に合わせた活動時間、競技未経験による担当顧問の技術指導、指導顧問の指導日数や時間などの問題や課題が報告されている。

そこで佐渡市立高千中学校は、佐渡市教育委員会が策定した「佐渡市部活動の在り方」に則って部活動運営・指導の適正化を図り、部活動の目標が達成されるよう「佐渡市立高千中学校 部活動にかかわる活動方針」（以下「活動方針」）を策定する。

2 佐渡市立高千中学校の部活動の目標

- (1) 生徒の自主的、自発的な活動を通して能力の伸長を図るとともに、粘り強く継続して取り組む態度を育てる。
- (2) 共通の興味・関心をもつ異学年集団による活動により、社会的態度を養うとともに、望ましい人間関係の育成を図る。

3 本年度の部活動

※ 本年度設置する部活動と加入の仕方

- (1) 常設部活動：バドミントン部（男子・女子）、卓球部（男子・女子）
 - ① 全員加入制を原則とする。但し、各家庭の事情による相談には応じる。
- (2) 特設部活動：陸上部、駅伝部
 - ① 全校生徒で活動する。ただし、駅伝コースとマラソンコースの希望をとり、各コースの実情にあわせた活動内容とする。なお、大会にはどちらのコースからも出場可能とする。
 - ② 陸上部は春休み～6月、駅伝部は7月～10月の活動とするが、上位大会の出場権を保有している限り活動を続けることができる。

4 大会・練習会等について

- (1) 大会・練習会については、部活動もしくは地域スポーツ団体（クラブ）の所属として出場・活動することができる。部活動として参加できる大会・練習会等は、以下に該当するものとする。
 - ① 中体連主催、共催、後援の大会・練習会等とする。
 - ・佐渡市陸上大会、佐渡市体育大会は、全校で参加・応援する。
 - ② その他の大会・練習会等については、校長が許可した場合のみ参加を認める。
 - ア ただし、生徒の健康面、学習面及び学校教育（行事等）を最優先に考え、参加する大会・練習会等を精選し、顧問は、各部の活動計画に示す。
 - イ 島外遠征は、各部活動年間3回を上限（大会を勝ち上がっての遠征は除く）とし、遠征する際の手続きは、以下の通りとする。保護者引率を原則とするので、大会エントリー前に当該生徒の保護者と確認をすること。

<手続き>

- | |
|--|
| ・目標達成に迫る島外遠征の必要性を生徒と顧問で確認
→ 顧問が校長に島外遠征の許可を得る → 部活主任に報告
→ 保護者に応諾書を取り、遠征計画を示す → 全職員に周知 |
|--|

5 部活動運営について

(1) 活動日と活動時間

- ① 学期中：月曜、火曜、木曜、金曜 週休日・・・原則土曜（佐渡市地域クラブ活動日、大会等を除く）
- ② 長期休業中：月曜～金曜（大会等を除く）

③ 平日活動時間

実施期間	開始時刻	終了時刻（下校時刻）	活動時間
学期中（通年）	15：45	17：00（17：10）	75分
学期中・週休日	8：30	11：30（11：40）	180分
長期休業中	8：30	10：30（10：40）	120分

(2) 休養日

※ 原則として、平日1日（原則水曜日）以上と週休日等1日以上の週2日以上とする。

※ 年間で平日50日以上、週休日等に50日以上、合計100日以上を設ける。

① 第3日曜日（家庭の日）及び佐渡市地域クラブ活動日、お盆や年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。

② 大会等で土曜、日曜両日も活動した場合は、翌週の週休日に休養日を設ける。

③ 長期休業中は、原則として週休日を休養日とする。（月～金曜に活動する）

④ 休養日の詳細については、各部活の年間活動計画や毎月の活動計画に示す。

(3) 活動時間の延長・活動停止

① 活動時間延長

ア 中体連主催大会1週間前を部活動強調週間とし、平日休養日も部活動を実施する。

イ 中体連主催大会前2週間の期間内で、30分の時間延長ができる。その際の手続きは、以下の通りとする。

<手続き>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に迫る延長活動の必要性を生徒と顧問で確認 → 顧問が校長に活動時間延長の許可を得る → 部活主任に報告 → 保護者に応諾書を取り、活動時間延長計画を示す → 全職員に周知 |
|--|

ウ テスト期間中に中体連主催大会を控えている場合は、事前に「(3)①イ活動時間延長」の手続きにそって、1時間程度の活動を行うことができる。

② 活動停止について

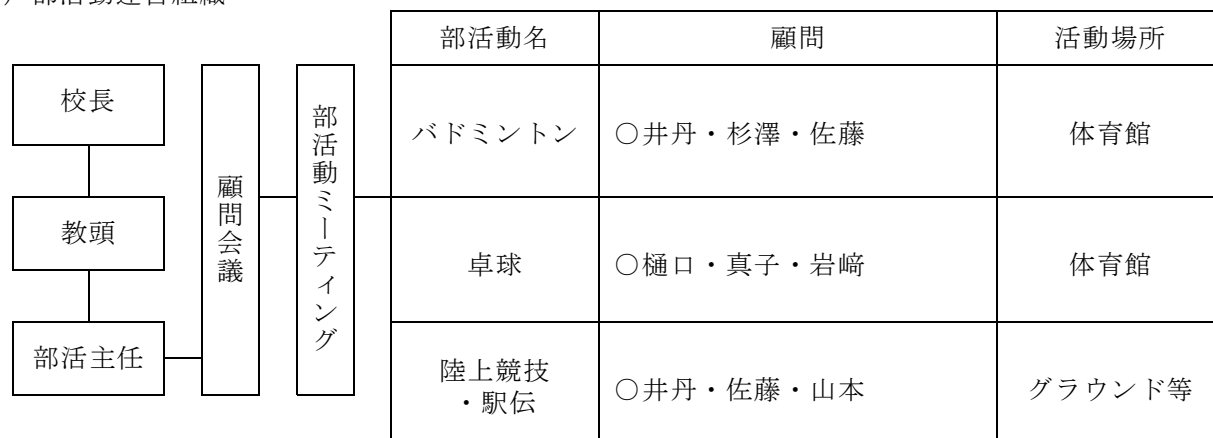
ア 定期テストの1週間前（7日前）から部活動を停止する（テスト期間）。

イ 感染症等で学級・学年閉鎖、もしくはそれに近い状態の場合は、部活動（放課後活動）を停止する。

※ 部活動停止期間は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、部活動主任で協議して決定し、保護者に文書で部活動停止（放課後活動停止）について示す。

(4) 朝練習 朝練習は行わない。

(5) 部活動運営組織



① 指導者の配置について

ア 顧問（教員）

i 1つの部活動で、顧問を複数配置する。主顧問（○）を置くが、分担するなどして全体制で指導にあたる。

ii 活動時、顧問は、活動場所で指導する。出張等で顧問が指導できない場合は、他の教員が、練習内容を把握して活動場所で管理・指導する。

イ 外部指導者（エキスパート活用事業、部活動指導員等）

i 校長及び顧問等が、外部指導者による指導を必要とした場合、新潟県、佐渡市の規則に従った手続きを行い、外部指導者を活用して部活動指導を行うことができる。

- ii 顧問は、外部指導者と常に連絡調整を図りながら指導にあたる。
- ② 部活動ミーティングについて
 - ア 生徒が自主的、自発的に部活動に参加し、目標達成に向けて取り組むことができるよう、必要に応じて部活動ミーティングを開催する。
 - イ 部活動ミーティングは、生徒及び顧問で構成され、部長及び副部長が会を開催、進行する。
 - ウ 部活動ミーティングでは、主に以下の内容について話し合う。
 - i 各部の目標、個人の目標について
 - ・ 目標の振り返り、修正、新たな設定など
 - ii 活動内容について
 - ・ 活動の振り返り、課題・問題把握、課題解決のための取組やルールづくりなど
 - iii 部活動予算について（予算案立案、執行状況の確認など） など
- (6) 活動方針、年間活動計画等について
 - ① 校長は、活動方針、年間活動計画を策定して、PTA総会で説明するとともに、ホームページやたより等で公開し、保護者や地域の方々に対して部活動に係わる活動方針について理解と協力を得る。
 - ② 顧問は、活動方針、年間活動計画をもとに、毎月の活動計画（活動日、活動内容、活動時間、休養日等）を作成して校長に提出するとともに、生徒と保護者に示す。
- (7) 遠征費について
 - ・ 保護者からの遠征費の徴収を廃止し、島外大会出場時の校内遠征費補助をやめる。佐渡市補助以外の受益者負担分は、個人負担とする。
- (8) 部費について
 - ① 生徒会費の減額に伴い、生徒会費からの部活動費は、特設部のみとする。
 - ② 常設部の部費は、月額卓球部500円・バドミントン部1,000円とする。
 - ③ 部費の徴収は4ヶ月分を年3回に分け徴収する。3年生は4～7月分のみ徴収する。
 - ④ 常設部の消耗品の購入や登録料等は、部費からの支出とする。
 - ⑤ 部費の徴収金額は、卓球部6,000円、バドミントン部12,000円を上限とし、これ以上は徴収しない。

6 指導の構え

- (1) 目指す部活動指導の姿

部活動指導者（顧問及び外部指導者等）は、指導者の一方的な方針による活動にすることなく、生徒と目標を共有し、生徒の自主的、自発的な活動を尊重しながら、生徒に寄り添い、生徒とともに目標達成のために努力する部活動指導を目指す。
- (2) 体罰の禁止

部活動指導者（顧問及び外部指導者等）の指導は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

7 事故、災害等への対策

- ・ 事故やケガ、災害が発生した場合は、「危機管理マニュアル」に沿って、生徒の生命、安全を最優先した措置を講ずる。
 基本的には、事故の状況を正しく把握するとともに、原則管理職に報告し、指示を仰ぐ。養護教諭等の協力を得ながら応急処置をするとともに、必要に応じて医療機関へ引率したり、救急車を要請したりする。また同時にすみやかに家庭へ連絡する。
 校内での練習のみならず、校外での試合等も同様の対応をとる。

8 各部の年間活動計画（別紙）